

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁総務部長
各道府県警察本部長殿
各方面本部長
(参考送付先)
府内関係各課長
各管区警察局総務監察担当部長

警察庁丁総発第122号
令和2年6月30日
警察庁長官官房総務課長

「留置施設の設計基準」の改正について（通達）

留置施設の設計基準については、「留置施設の設計基準の制定について」（平成31年3月28日付け警察庁丙総発第222号）に基づき運用してきたところであるが、この度、別添のとおり「留置施設の設計基準」を改正して本年7月1日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達は警察庁長官官房会計課と協議済みである。

留置施設の設計基準

第1 留置施設に設けるべき施設

- 1 居室
- 2 保護室
- 3 面会室
- 4 身体検査室
- 5 診察室
- 6 浴室
- 7 運動場
- 8 居室外便所
- 9 洗面所
- 10 寝具収納室
- 11 勤務員休憩室
- 12 留置管理事務室
- 13 領置品保管室
- 14 面会者待合室
- 15 護送施設

第2 留置施設に設けるべき施設の詳細

1 共通事項

(1) 構造

留置場（留置施設のうち、被留置者の居室等、処遇や護送準備のために通常使用する部分であって、出入口扉（いわゆる「大扉」）により他の部分と区画されたものをいう。以下同じ。）は、鉄筋コンクリート等の堅ろうな造りとすること。また、出入口及び窓は、堅ろうで、防音性の高い構造とすること。

(2) 分隔

ア 男性と女性、成人と少年の居室は、床面から天井までの壁及び扉で完全に遮断して分隔すること。また、分隔した区画ごとに洗面所等の必要な設備を設け、居室外においても相互に目に触れず、音の聞こえない構造とすること。

なお、過去の留置状況等を勘案し、女性と少年を同時に留置する可能性が極めて低いと認められる留置施設においては、分隔された1室を女性及び少年用として差し支えない。また、男性のみ若しくは女性のみ又は成人のみを留置する施設においては、異性用又は少年用の分隔した区画を設置すること

を要しない。ただし、性同一性障害の者や性的指向が同性又は両性に向かう者が一定の頻度で留置される見込みがある場合は、当該者に対する必要な配慮が行えるような区画を設けること。

イ 前室を有する分隔した区画の一部について、感染症等を防止する観点から、居室の前面及び後面にポリカーボネート板を設置した隔離用の居室を設置することができる。

なお、隔離用の居室は、感染症等の疑いがない被留置者を収容しても差し支えない。

(3) 天井

ア 被留置者を常時監視することができない居室、脱衣所、面会室等の天井は、容易に損壊することのできない堅ろうなものとすること。

イ [REDACTED]

(4) 窓

ア 留置場外に通じる窓には、容易に損壊することのできない不透明なガラス等を使用し、その内側には鉄格子を設けること。

イ 窓の内側に設ける鉄格子の鉄棒の太さはおおむね [REDACTED] 、鉄棒相互間の間隔は、中心から中心までをおおむね [REDACTED] とすること。

なお、鉄格子は原則として開閉できない構造のものとし、これによることができない場合は、施錠設備を設けること。

(5) 居室裏通路

ア 居室裏側には廊下を設け、その幅員は、80センチメートル以上とすること。

イ 居室の裏側廊下外壁には、原則として各居室に対応した窓を設けること。

(6) 留置場出入口

ア [REDACTED]

[REDACTED] また、扉には、内外から開閉でき、相互に会話ができる蓋付きの小窓を設けること。

イ 小窓の大きさは、おおむね縦10センチメートル、横20センチメートルとすること。

(7) 予備出入口

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

(8) 非常口

非常口は、庁舎外に出ることが容易な位置に設置すること。

(9) 色調

留置場内の色調は、明るく落ち着きのあるものとすること。

(10) 照明

居室及び面会室は、読書又は筆記をするのに十分な照度を確保すること。

(11) 安全措置等

ア 留置施設内の鉄格子、金網、扉、窓等（留置施設と外部を隔てるものを含む。）は建物と一体となるよう接合し、人為的な衝撃や経年劣化等により壊れたり、外れたりすることのない堅ろうなものとすること。

イ 留置場は、鋭角部分及び物を掛けることが可能な突起物等の危険箇所がない構造とすること。これによることができない特段の理由がある場合は、危険箇所を覆うなどの安全措置を講ずること。

ウ 居室を除く各室の出入口及び留置場内の通路、護送経路等、被留置者が通行する場所は、保安上及び衛生上の支障がない限り段差を設けないなど、転倒事故等の防止に配意した構造とすること。

エ 留置場内の照明設備には、ポリカーボネート板等によりカバーを設けること。

なお、当該カバーはネジ止めするなど、容易に取り外すことのできない構造とすること。

オ 留置場内の排水口には蓋を設け、容易に取り外すことのできないように固定すること。

カ

2 居室関係

(1) 居室の種類、面積

ア 居室は、個室と共同室の2種類とすること。

イ 個室の居住有効面積は、4.0平方メートル以上、共同室における被留置者1人当たりの居住有効面積は、2.5平方メートル以上とし、その面積は、寝具を敷くことが不適当と認められる部分を除いた部分で確保すること。

(2) 壁及び床

ア 各室の壁は、鉄筋コンクリート等の堅ろうなものとすること。

イ 居室の床は、留置場内の他の床面より高くして板張りとし、畳、カーペット等を敷くこと。

(3) 前面

ア 居室の前面には、鉄格子を入れ、内側に金網を張り、外側には、室内床面からおおむね1.0メートルの高さまで不透明の着脱可能な合成樹脂板を取り付けること。ただし、合成樹脂板については、室内床面からおおむね15センチメートルの高さまでを通気のため開けること。

イ 鉄格子、金網のおおむねの規格は、縦の鉄棒の太さは [REDACTED] 、鉄棒相互間の間隔は、中心から中心までを [REDACTED] とし、金網は鉄製で太さは [REDACTED] とすること。

ウ 隔離用の居室の前面は、上記ア及びイに加え、前面上部及び下部に必要最小限度の隙間を設けた透明なポリカーボネート板を設置すること。

(4) 後面

ア 居室の後面は、室内床面からおおむね1.0メートルの高さまでを鉄筋コンクリート等の壁面とし、その上部には、鉄格子を入れ、内側に金網を張ること。

なお、必要に応じ、鉄筋コンクリート等の下端に通気口を設けること。

イ 鉄格子及び金網の規格は、居室前面のものと同一とすること。

ウ 隔離用の居室の後面及び通気口には、上記ア及びイに加え、透明なポリカーボネート板を設置すること。

(5) 出入口

ア 居室の出入口は、居室前面に設けること。

イ [REDACTED] また、扉には鉄格子を入れ、内側に金網を張り、外側には室内床面からおおむね1.0メートルの高さまで不透明の着脱可能な合成樹脂板を取り付けること。

なお、合成樹脂板の下部は、室内床面からおおむね15センチメートルの高さまでを通気のため開けること。

ウ [REDACTED]

[REDACTED]

エ 隔離用の居室出入口の扉は、上記ア、イ及びウに加え、仕様は前面の壁と同様とすること。

オ [REDACTED]

[REDACTED] また、適当な位置に、おおむね30

センチメートル四方の透明なポリカーボネート板等を使用した監視窓を設けること。

(6) 差入口

ア 居室の前面に、おおむね縦15センチメートル、横25センチメートルの大きさの差入口を設けること。差入口には、室外から開閉できる蓋を設け、必要に応じて、蓋を閉じて施錠できるような仕組みにしておくこと。

イ 差入口の下部は室内の床面からおおむね30センチメートルの高さとし、かつ、開放した差入口から出入口の扉の施錠設備及び隣室に被留置者の手が届かない位置とすること。

(7) 室内便所

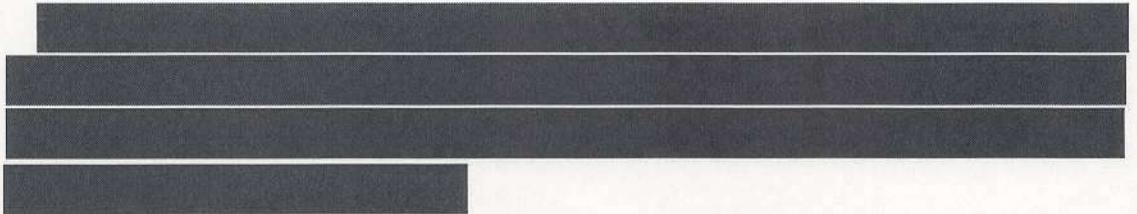
ア 構造

居室内には、原則として洋式の水洗式便所及び手洗い設備を設け、その周りを壁等で囲うこと。

和式とする場合は、便器の設置床面は便所内の床面よりおおむね30センチメートル高くすること。

イ 扉

扉は、全面を金属又は合板等堅ろうなものとし、取手は外部に突出した部分がなく、かつ、ちょうつがい等の止めねじを容易に取り外すことのできない構造とすること。



ウ 監視窓

便所使用中の被留置者を監視することができるよう、壁等におおむね縦60センチメートル、横は死角を生じない適宜の大きさの透明なポリカーボネート板等を使用した監視窓を設けること。

エ 水洗設備

水洗設備は、便所内に設け、できる限り突出した部分のない構造とし、かつ、便所ごとに居室外で操作できる止水栓を設けること。

オ 手洗い設備

手洗い設備は、できる限り突出した部分のない構造とすること。

カ 照明

便所内には、用便中の被留置者を監視するため、必要な照明設備を設けること。

キ センサー設備

便所には、被留置者が使用中であることを感知する設備を設け、併せて、看守者席等にその状況を示す設備を設けること。

(8) 室内灯

居室には室内灯を設置し、室外で操作できる減光装置を設けること。

(9) その他の設備

隔離用の居室又は前室に、空調設備、換気設備及び洗面所を設置すること。

隔離用の居室の前室に、必要に応じて、寝具収納設備、私物保管設備及び浴室関係に準じたシャワー室を設置することができる。

3 保護室関係

(1) 保護室の構造等

ア 位置

保護室は、騒音、振動等により、他の被留置者に影響を与えるにくい位置に、居室と分離して設置すること。

イ 構造

保護室は個室とし、前室を設けること。

ウ 面積

保護室の面積は6.6平方メートル以上とすること。

エ 形状

保護室の向かい合う壁の間隔は、おおむね2.5メートル以上とし、鋭角の入り隅のない形状とすること。また、天井の高さは2.8メートル以上とすること。

オ 壁、床

保護室の内壁及び床は、防音性の高い構造で、傷や汚物が着きにくく、比較的軟らかで、洗浄が容易な仕上げとすること。

また、前面は、透明なポリカーボネート板とし、その外側に鉄格子を組み合わせるなどにより、十分な視認性と堅ろう性を確保すること。

カ 天井

保護室の天井は、防音性の高い構造で、汚物が付着しにくく、洗浄が容易な仕上げとすること。

(2) 出入口

ア 保護室の出入口は前面に設けること。

イ

ウ

(3) 監視窓

保護室の側面若しくは後面又は前室の出入口の扉に、おおむね20センチメートル四方の監視窓を設けること。監視窓は、防音性の高い構造で、人力では容易に損壊することのできない堅ろうなものとすること。

(4) 差入口

保護室の前面に、おおむね縦15センチメートル、横25センチメートルの大きさで、前室側から開閉できる蓋の付いた差入口を設けること。また、差入口の位置は、床面の近くとすること。

(5) 便所、手洗い設備

保護室内に水洗式便器及び手洗い設備を設け、その給水は室内及び前室から操作する設備とすること。

なお、便器は埋め込み式で、ステンレス製等損壊されない材質のものとし、水洗操作はプッシュボタン、タッチセンサー式とするなど、突起部分のない形状とすること。

(6) 清掃設備

前室には清掃用の流しを設けること。

(7) 照明設備

室内灯は天井埋め込み式とし、室外で操作できる減光装置を設けること。

(8) 空調、換気設備

保護室内に空調設備、換気設備及び温湿度を計測する設備を設けること。

4 面会室関係

(1) 構造

面会室は、その室内が外側から見えない構造とすること。

(2) 出入口

ア 面会室は、面会者が留置場外から、被留置者が留置場内から出入りできる構造とすること。

イ

ウ 面会者が出入りする扉には、内外から操作可能な施錠設備及び開扉を感知する設備を設けること。併せて、当該設備が開扉を感知した際に吹鳴又は点灯する設備を看守者席及び留置管理事務室に設けること。これらの設備の電

源は容易に遮断できないものとすること。

なお、施錠設備を設けることができない特段の理由がある場合は、この限りでない。

(3) 遮音措置

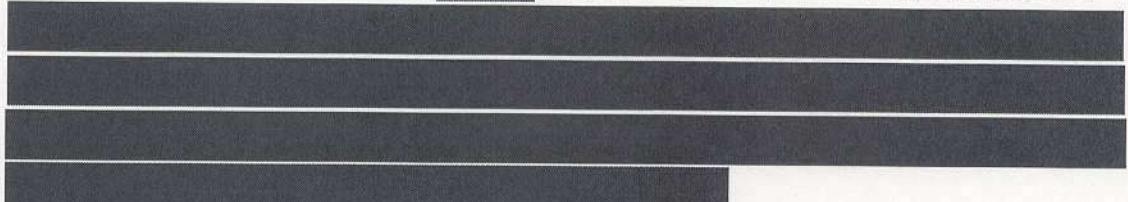
面会室は、面会中の会話が室外に漏れない構造とすること。

(4) 面積等

ア 面会室の1室当たりの面積はおおむね10平方メートル以上とし、被留置者の収容基準人員24名につき1室を設けること。

イ 面会者が仕切り板に向かって同時に3人座れる構造とすること。

(5) 仕切り等

ア 面会室の仕切りは、おおむね床上0.7メートルから1.7メートルの高さまでを相互に見通すことができる [REDACTED] 透明なポリカーボネート板等の板とし、


なお、その他の部分は、鉄筋コンクリート、パンチングメタル等により、通気性を確保しつつ堅ろうな壁とすること。

イ 面会室の仕切りには、床上おおむね70センチメートルの位置に、面会者側に奥行きおおむね45センチメートル、被留置者側に奥行きおおむね30センチメートルの台を設けること。

ウ 面会室の仕切りには、物の授受ができない構造の通話口を設けること。

エ 通話口は、直径20センチメートル、厚さ1センチメートルの丸形合成樹脂板をおおむね1センチメートル間隔で二重にし、それぞれの板におおむね直径8ミリメートル、ピッチ3センチメートルの通話穴を適當数設けること。

なお、板の穴が相互に重ならないようにすること。

(6) 監視窓

面会室の被留置者が出入りする扉の適当な位置に、おおむね30センチメートル四方の透明なポリカーボネート板等を使用した監視窓を設け、その窓には室外から開閉できる蓋を付けること。

5 身体検査室関係

(1) 構造

ア 身体検査室は、留置場出入口付近に設け、その室内が居室から見えない構造とすること。

イ 身体検査室には監視窓を設けないこと。

ウ 手洗い設備は、必要に応じて設けること。

(2) 面積

身体検査室の床面積は、6.6平方メートル以上とすること。

6 診察室関係

診察室は、身体検査室に準じて設置することとするが、手洗い設備を設けること。

なお、留置の状況からみて、身体検査室と診察室とを同時に使用することが極めて少なく、1室でも支障がないと認められる場合には、併用として差し支えないが、その場合の床面積は8平方メートル以上とすること。

7 浴室関係

(1) 構造

ア 浴室は、その室内が居室から見えない構造とすること。

イ 出入口の扉の内側には突出した取手を設けないこと。また、ちょうつがい等の止めねじは、容易に取り外すことのできない構造とすること。

ウ 浴室は、監視窓からの監視に死角を生じない構造とすること。

エ 浴室には、浴槽及びホースのないシャワー設備を設けること。浴槽は高齢者等の入浴に配慮した形状とすることとし、

オ 男性専用留置施設又は女性専用留置施設以外の留置施設にあっては、収容状況等に鑑み、必要に応じて、性別ごとに浴室を設けること。

(2) 監視窓

入浴中の被留置者を監視しやすい位置に、おおむね縦、横各30センチメートルの大きさの、蓋付きの監視窓を設けること。

(3) 湯温調節設備

湯温調節設備は、浴室外に設けること。

8 運動場関係

(1) 位置

運動場は戸外に設け、留置場に接続させること。

なお、十分な日照時間を確保するため、運動場は庁舎北側、その他日照時間の短い場所に設置しないように配意すること。

(2) 面積

運動場の床面積は、9.9平方メートル以上とすること。

(3) 囲い等

ア 運動場の囲いは、日照及び通風がよく、かつ、外部と運動場内が相互に見えない構造のものとし、上部には、鉄格子と金網の

覆いをすること。

イ 運動場の上部全面に、外気を遮断する屋根、天井等を設けないこと。ただし、外部からの見通し、運動場内への積雪等を防止するため、上部全面を開放することが不適当と認められる場合には、運動場総面積の2分の1以下に限り、屋根、天井等を設けても差し支えない。

ウ 排水口及び容易に損壊することのできない素材の鏡を設けること。鏡は、突出した部分がないように壁面に固定すること。

9 居室外便所関係

便所の扉は、片開き戸で外開きとし、上半分の適当な位置におおむね20センチメートル四方の透明なポリカーボネート板等を使用した蓋付きの監視窓を設けること。また、原則として便所内に給水タンクは設けず、居室外で操作できる止水栓を設ける。

なお、外部に通じる窓は設けないこと。

10 洗面所関係

洗面所は、居室内又は居室付近の監視しやすい位置に設けること。また、洗面用具の保管設備を設けること。保管設備は、洗面用具を衛生的に保管でき、保管状況が容易に分かるものとし、施錠設備を設けること。

11 寝具収納室関係

寝具収納室は、被留置者の寝具を相互に接触させずに収納することが可能な面積を確保し、室外からのみ操作可能な施錠設備を設けること。

なお、寝具収納室は、居室と居室の間に設け、被留置者が居室から直接出入りする形式とすることが望ましい。この際、居室と寝具収納室の間の壁面に、寝具収納室及び居室の外からのみ操作可能な施錠設備のある扉を設けるとともに、寝具収納室の前面に出入口を設けること。この場合において、洗面所又は私物保管設備を寝具収納室内に設けることは差し支えない。

12 勤務員休憩室関係

勤務員休憩室は、留置管理事務室に近接した位置又は留置場内に設けること。

また、勤務員の心身の休息に適した広さ及び環境を確保すること。

13 各種設備関係

(1) 看守者席

看守者の執務に最も適した場所に看守者席を設けること。

(2)

(3) 非常ベル

ア 留置施設の適当な箇所に、非常ベル及び非常ベルの押しボタンを設けること。

イ [REDACTED]

(4) 連絡設備

ア インターфон

看守者席、留置主任官席、留置事務室、看守休憩室、当直責任者席等との間にインターфон等の連絡設備を設けること。

なお、看守者席には電話機を設置しないこと。

イ 呼出しブザー

留置場出入口の外側から看守者席に通ずる呼出しブザー等を設けること。

(5) 私物保管設備

被留置者ごとに区分され、かつ、それぞれに施錠設備のある私物保管設備を設けること。

(6) 給食等の一時保管設備

給食、差入物及び自弁糧食を衛生的に一時保管できる保管設備を設けること。

また、必要に応じ、冷蔵保管設備を設けること。

(7) 清掃用具収納設備

清掃用具収納設備を設け、扉には施錠設備を設けること。

(8) 洗濯、乾燥設備

洗濯設備及び乾燥設備を設けること。

(9) 予備照明設備

停電時に使用する予備照明設備を設けること。

(10) 換気設備等

ア 留置場内には、空調設備及び換気設備を設けること。

イ 換気口には堅ろうな金網やパンチングメタル等を取り付け、容易に取り外すことのできないように固定すること。

14 留置管理事務室関係

(1) 位置

留置管理事務室は、留置場外の留置場出入口に接続した位置に設けること。

(2) 構造、設備

留置管理事務室は、面会、差入れの受付、その他留置管理業務の推進に適した構造、設備とすること。

(3) 出入口

15 領置品保管室の構造関係

領置品保管室には、被留置者ごとに区分された保管設備を設けること。

16 面会者用待合室の構造関係

面会者用待合室は、面会室の前室とし、必要に応じて、面会者の手荷物を収納できるロッカー等を設けること。特段の理由により面会室の面会者用出入口の扉に施錠設備を設けない場合は、面会者用待合室の出入口の扉に、内外から操作可能な施錠設備を設けること。

17 護送施設の構造関係

(1) 専用通路

被留置者と一般来庁者が接触することのない護送専用通路を設けること。ただし、被留置者の収容状況及び一般来庁者の来庁状況から見て、被留置者が一般来庁者と接触する可能性が極めて少なく、かつ、職員の配置等により、これを防止することが可能であると認められる場合は、この限りでない。

(2) 窓

護送専用通路には窓を設けないこと。

(3) エレベーター

エレベーターを設置する場合は、当該エレベーターの扉に護送用ロープが挟み込まれることのないよう、安全装置を設けること。

(4) 護送車両用出入口

護送車両用出入口には、シャッターやフェンスを設置するなど、被留置者の逃走防止に適した構造とすること。

(5)

(6) 安全措置

護送施設の安全措置は、留置場に準じること。

第3 留置施設の新築及び改築に伴う警察庁への事前協議

留置施設の新築及び改築に当たっては、設計の変更が可能な早期の段階から、十分な時間的余裕をもって警察庁と協議を行うこと。

この際、平面図及び立面図をもって協議することを原則とするが、これらの完成を待つことにより設計の変更が困難となる場合は、簡易な見取り図等を用いて事前協議を開始して差し支えない。